

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和7年11月20日（木） 午後0時50分～午後5時20分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、情報通信部長、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 報告事項

1 令和7年11月県議会定例会議案の概要について

県警察から、令和7年11月県議会定例会において、地域活性化のための予算議案を提案する旨の報告があった。

委員から、「警察施設の老朽化等に伴う設備の更新・改修費用を予算議案として11月県議会に上程するということであるが、引き続き、必要な設備の改修等については、しっかりと予算を獲得し、対応していただきたい」旨の発言があった。

2 令和7年10月中の苦情申出の受理・処理状況及び感謝事例について

県警察から、令和7年10月中の苦情申出の受理・処理状況等について報告があった。

委員から、「これまで県民等から様々な苦情を受理し処理しているが、ある程度パターン化できると思う。過去の苦情をパターンごとに整理し事例集として取りまとめ他山の石として部内で共有したり、過去の苦情を参考に適切な職務執行の在り方等を教養資料として取りまとめ部内で共有するようすれば、より現場で働く警察職員のためになるのではないだろうか」旨の発言があり、県警察から、「特に事例集のようなものは作成していないが、県警察の対応に非や配慮不足がある場合には、当該事例を他山の石として、部内共有したり、適切な職務執行の在り方に

ついて教養資料を作成の上、朝礼等の機会を利用して教養するなどしている。引き続き、適切に警察活動を行えるよう、工夫を凝らした指導・教養等に取り組んでまいりたい」旨の説明があった。さらに委員から、「今回は、警察官の交通事故の対応に関する応援メッセージが届いているが、警察官にとっては当たり前のことかもしれないが、暑かろうが寒かろうが関係なく職務に忠実に、やるべきことをしっかりとやることが、県民からの信頼や感謝につながると再認識させられた事例だと感じた。引き続き、県民に寄り添った警察活動を行っていただきたい」旨の発言があった。

3 集会、集団行進及び集団示威運動の許可概要について

県警察から、令和7年10月中に許可した集団示威運動は1件であった旨の報告があった。

委員から、「街宣車両と一般車両とのトラブル等は無かったのか」旨の発言があり、県警察から、「一昔前だと、街宣車両が低速走行や交差点で立ち止まるなど嫌がらせをして通行妨害が発生していたが、今回は、攻撃対象もない集団示威運動であり、特にトラブル等も発生していない」旨の説明があった。

4 警護の実施について

県警察から、10月中の警護の実施について報告があった。

第5 決裁

1 公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について (令和7年10月2日開催分)

2 香川県公安委員会委員の再任について(申・通報)

第6 その他

1 全国公安委員会連絡会議(代表者会議)の開催結果について

委員から、令和7年11月17日(月)に開催された「全国公安委員会連絡会議(代表者会議)」の結果について伝達があった。

2 令和7年度未来投資協議について

県警察から、令和7年度未来投資協議の概要について報告があった。

3 適正な文書管理及び個人情報漏えい等防止プロジェクトチームの活動について

県警察から、7月に設置した「適正な文書管理及び個人情報漏えい等防止プロジェクトチーム」について、これまで検討会を開催して漏えい等防止対策を講じてきたところ、その取組について報告があった。

4 飲食店営業者（深夜における酒類提供飲食店）に対する行政処分（営業停止命令）の実施について

県警察から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第34条第2項の規定に基づき、聴聞を行った飲食店営業者に対して、6月（180日）の営業停止を命ずる旨の報告があった。

5 市街地等に出没したクマの駆除への対応について（機動隊員の派遣・特殊銃によるクマの駆除）

県警察から、人里に侵入してきたクマを警察が保有する特殊銃（ライフル銃）を使用して駆除できるようにするため、この度「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範」（平成14年5月17日国家公安委員会規則第16号）が改正され、追加的・緊急的な対応として、クマによる被害の大きい地域に警察官を派遣し、特殊銃によるクマ駆除の任務に従事できるようになった旨の報告があった。

6 公安委員会宛ての苦情の処理結果について

県警察から、受理した苦情3件について、事実関係及び措置状況について報告があり、審議の上、通知する内容を決定した。

7 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。